裁　　決　　書

審査請求人　●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

処　分　庁　　栗原市福祉事務所長

審査請求人●●●（以下「請求人」という。）が平成３０年１１月１日付けで同月８日に提起した処分庁栗原市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による保護停止決定処分に係る審査請求について，次のとおり裁決する。

主　　文

処分庁が平成３０年９月２６日付け栗社福第８７１１４号で請求人に対してした保護停止決定処分は，これを取り消す。

第１　事案の概要

１　処分庁は，請求人に対して，平成２６年６月２６日から生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく生活保護（以下「保護」という。）を開始した。

２　請求人は，平成３０年８月３０日（以下，特に断りのない限り，日付は平成３０年のものである。）付けで処分庁に対し，請求人の●●（以下「●●」という。）の転入による世帯員追加について保護変更申請書を提出した。

３　処分庁は，９月５日に金融機関及び保険会社に対し，●●を対象者とする法第２９条に基づく調査（以下「資産調査」という。）を実施した。

４　処分庁は，９月１１日に，８月３０日から●●を世帯員として認定することを決定し，９月１３日付け栗社福第８６５３８号で請求人に対し，保護変更決定処分を通知した。

５　処分庁は，資産調査について，９月１３日付けの●●●●●●●●●●（以下「●●●●●●」という。）からの回答を同月１８日に収受し，●●名義の通常貯金口座に●●●●●●●円の残高があることを確認した。

６　処分庁は，資産調査について，９月１４日付けの●●●●●●●●●（以下「●●●●●」という。）からの回答を同月２０日に収受し，●●名義の普通預金口座（口座番号●●●●●●●）に●●●●●●●円の残高が，同じく●●名義の普通預金口座（口座番号●●●●●●●）に●●●円の残高がそれぞれあることを確認した。

７　処分庁は，９月２１日にケース検討会を実施し，同日までに判明した資産調査の結果を基に保護の要否判定を行った結果，手持金で４か月程度生計維持可能であることから，１０月１日から平成３１年１月３１日まで保護を停止することとし，９月２６日付け栗社福第８７１１４号で請求人に対し，保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）を通知した。

８　請求人は，本件処分を不服として，１１月１日付けの審査請求書を同月８日に処分庁に提出し，本件処分の取消しを求める審査請求を行い，処分庁は１１月９日付け栗社福第１１０９００１号で審査庁に審査請求書を進達した。

第２　審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

請求人は,おおむね以下の理由により本件処分は不当であるとして,その取消しを求めている。

●●●●●●の貯金は，請求人の●（以下「●」という。）が●●の成人式用の振袖購入費用として，●●●●●の預金（口座番号●●●●●●●）は，●が自身の葬儀代として，いずれも●●名義で預けていたものであり，●は請求人世帯とは別世帯である。

２　処分庁の主張

処分庁は，おおむね以下の理由により本件処分に違法又は不当な点はなく，適法かつ適切である旨主張している。

資産調査の結果を基に保護の要否判定を実施したところ，保護変更申請日である８月３０日現在で●●の手持金●●●●●●●円（現金●●●●●円と預金●●●●●●●円の合計額）のうち,「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の問（第１０の１０－２）の答に基づく手持金の保有容認額（最低生活費●●●●●●円の５割である●●●●●●円）を超える額である●●●●●●●円で生計維持が４か月程度可能であることから,法第２６条及び課長通知の問(第１０の１２）の答の１の（１）に基づき，請求人世帯の保護を１０月１日から停止することを決定したものである。

第３　理由

１　本件に係る法令等の規定について

（１）法第４条第１項は,「保護は，生活に困窮する者が，その利用し得る資産，能力その他あらゆるものを,その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し，法第１０条は,「保護は，世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。(以下略)」と規定している。

したがって，保護が行われようとする世帯の世帯員は，法第４条第１項に規定する保護が行われるに先立って，その者の利用し得る資産，能力その他あらゆるものを，最低限度の生活の維持のために活用させなければならないと解される。

（２）　法第２６条は,「保護の実施機関は，被保護者が保護を必要としなくなったときは，速やかに，保護の停止又は廃止を決定し，書面をもって，これを被保護者に通知しなければならない。(以下略)」と規定している。

（３）　課長通知の問（第１０の１２）の答の１の（１）は，保護を停止すべき場合として,「当該世帯における臨時的な収入の増加，最低生活費の減少等により，一時的に保護を必要としなくなった場合であって，以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して,おおむね６か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。」とし,「この場合には，以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき，停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること」としている。

（４）　「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成１８年３月３０日社援保発第０３３０００１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）は,「１　申請相談から保護の決定までの対応の概略」で,「（１）預貯金の保有状況（略）等，急迫状況をはじめとする生活状況を的確に把握することが必要であり，必要に応じて，（略）関係機関とも連絡・連携して，よ

り確実に生活状況の把握をする。(略)（４）保護の要否判定，保護の決定にあたっては，各種調査に速やかに着手し，必要な調査はすべて実施する。(略)」としている。

２　本件処分の検討について

（１）●●名義の預貯金について

処分庁は，資産調査で確認した●●名義の預貯金（●●●●●●の通常貯金●●●●●●●円及び●●●●●の普通預金（口座番号●●●●●●●）●●●●●●●円をいう。以下同じ。）を請求人世帯の資産（●●の手持金）と認め，これを基に請求人世帯の保護の要否判定を実施し，保護を要しない旨判定しているが，これについて，請求人は，当該預貯金は，請求人世帯とは別世帯である●が，●●の成人式用の振袖購入費用及び●自身の葬儀代として預けていたものであり，処分庁がなぜ高額預貯金があったかを聞き取り調査せずに保護を停止したのはおかしいと主張している。

そこで，資産調査で確認した●●名義の預貯金が請求人世帯の資産として認定すべきものであるか，当該預貯金債権の帰属に係る確認状況について検討する。

預金債権は，その資金の出えん者，預入行為，預金通帳及び届出印の管理状況等を勘案してその帰属する者が決まるものとされていることから（最高裁判所平成１５年２月２１日判決，同年６月１２日判決)，保護の実施機関が保護の要否の判定をするに際し，被保護世帯の「利用し得る資産」(法第４条第１項）として預金債権があるものとする場合には，単にその預金口座の名義のみならず，資金の出えん者，預入行為，預金通帳及び届出印の管理状況等の調査によりその帰属する者を確定した上で，被保護世帯の「利用し得る資産」の認定及び保護の要否判定をしなければならないと解する。

この点，処分庁は，１の（４）のとおり，保護の申請相談から決定まで申請者の預貯金の保有状況等生活状況を的確に把握すること，保護の要否判定，保護の決定にあたっては，各種調査に速やかに着手し，必要な調査はすべて実施することとされている。そして，この要請は，預貯金の収入認定により保護費が減額するだけにとどまるようなケースに比べ，保護の停廃止のような被保護者に重大な影響を及ぼしかねない判断を要するケースほど高まるものと考える。

弁明書によれば，処分庁は，請求人の●が自身が亡くなった時の葬儀代として●●名義の口座に預けていた預金であるとの事実認否について知らないと主張しているとおり，本件処分に際し，●●名義の預貯金について，誰が出えん者で，誰が通帳や印鑑を管理し，誰が預貯金の出し入れをしていたか等預入の状況について調査等が行われた形跡は見当たらない。

したがって，処分庁は，資産調査で確認した●●名義の預貯金について，預入の状況等を請求人に聞き取りを行う等確認，調査した上で預貯金債権の帰属を判断すべきであったにもかかわらず，これを行わずに預貯金口座の名義のみをもって請求人世帯の資産であるとして認定し，これを基に保護の要否判定を実施して本件処分を行っており，その判断に至る手続として不十分であり違法又は不当なものと認めざるを得ない。なお，本裁決書は，●●名義の預貯金の帰属先が●であると判断したものではない。

（２）保護の停止期間について

保護を停止する場合には，１の（２）のとおり「書面をもって，これを被保護者に通知しなければならない。」とされており，この場合には，１の（３）のとおり「停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。」とされている。

弁明書やケース記録票によれば，処分庁は，９月２６日に請求人宅を訪問した際，保護停止決定通知書（9月２６日付け栗社福第８７１１４号）を手渡し，１０月１日から平成３１年１月３１日まで保護停止になることを説明したと主張しているが，保護停止決定通知書（9月２６日付け栗社福第８７１１４号）には停止期間の終期が記載されていない。

本件処分においては，１の（２）のとおり書面をもって通知しなければならないとされており，停止期間についても口頭による説明だけでは足りないものと解される。

したがって，停止期間の終期が記載されていない書面によってなされた本件処分は，処分通知として記載の不十分なものであり，違法又は不当な処分といわざるを得ない。

第４　結論

以上のとおり，本件審査請求には理由があることから，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４６条第１項の規定により，主文のとおり裁決する。

令和元年１２月２５日

宮城県知事　村　井　嘉　浩